

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月1日	大阪卑呼観光株式会社(法人番号7120101052608) 代表者山下正志	大阪府河南郡河南町大一須賀769番地4	本社	大阪府河南郡河南町大一須賀769番地4	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年2月25日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(3)運行記録計による記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第26条第1項)	35	5
令和3年4月7日	イエスマップ株式会社(法人番号6120101029730) 代表者田嶋輝彦	大阪府堺市堺区鉄砲町20番地12	本店	大阪府堺市西区草部1745番地	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法第27条第1項	令和2年11月17日、同年11月20日及び同年11月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	16	8